都市計画道路ができるまで

【立川３・３・３０号立川東大和線（立川市羽衣町二丁目地内から栄町六丁目地内）の場合】

今回の説明

１ 測量説明会の実施

【令和元年6月】

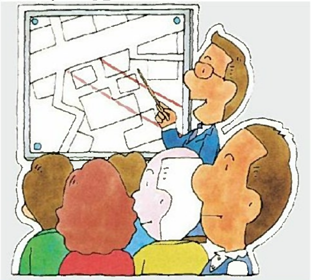

計画道路沿道の皆様にご協力をいただくため、測量についての説明を行います。

２ 現況測量の実施

【令和元年8月～令和2年3月】

計画道路及びその周辺の建物や道路を測量し、現況平面図を作成します。（敷地への立ち入りにご協力ください。）

３ 都市計画の決定

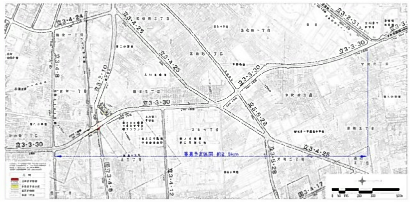

道路幅員などの都市計画を変更する手続きが完了します。

４ 事業概要及び測量説明会の実施

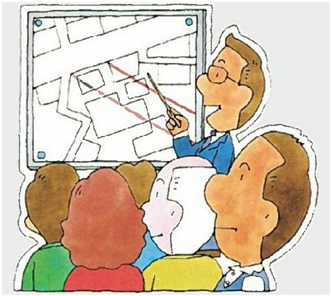

計画道路沿道の皆様にご協力をいただくため、事業内容及び測量についての説明を行います。

５ 用地測量の実施

取得させていただく土地の面積が確定します。（土地境界立会いをお願いします。）

６ 事業着手の手続き（都市計画事業認可）

都市計画法第５９条により、事業着手の手続きをとります。（都市計画事業認可）

７ 用地説明会の実施

用地取得の対象となる皆様（アパートなどの居住者の皆様も含まれます。）に具体的な補償について説明します。また、家屋補償について説明します。

８ 用意折衝・協議

対象となる皆さまと、土地の取得・家屋移転などについて、個別に協議させていただきます。

裏面

おおむね２年 → おおむね10年

9 契約・補償金の支払い

話し合いがまとまりますと、契約をとりかわし、補償金をお支払いします。

10 物件移転

取得させていただく土地にある家屋などの物件を移転していただきます。

11 工事に関するお知らせ（工事着手）

チラシの配布等により、沿道の皆さまに、工事の実施に関するお知らせをいたします。

12 工事の実施

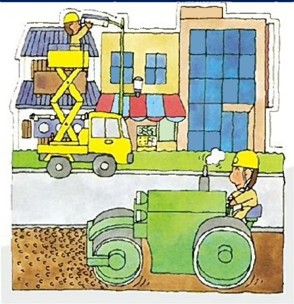

沿道の皆様に、できるだけご迷惑のかからないように工事を行います。

13 都市計画道路の完成

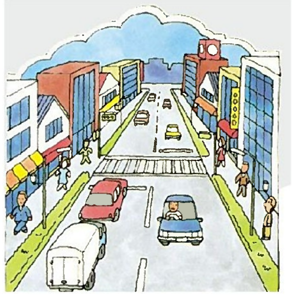

多くの皆さまのご理解とご協力により、都市計画道路が完成します。

おおむね10年